

自民党の憲法改正草案、現行憲法、マッカーサー憲法草案、大日本帝国憲法の対照表

自民党の憲法改正草案	現行の日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）	マッカーサーの憲法草案 日本国憲法外務省仮訳 【1946年（昭和21年）2月26日臨時閣議で配布】	大日本帝国憲法(明治22年2月11日発布・明治23年11月29日施行)
<p>(前文)</p> <p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p> <p>第一章 天皇 (天皇)</p> <p>第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>(皇位の継承)</p> <p>第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p> <p>(国旗及び国歌)</p> <p>第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。</p> <p>2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</p> <p>(元号)</p> <p>第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。</p> <p>(天皇の権能)</p> <p>第五条 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(天皇の国事行為等)</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</p> <p>そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p> <p>第一章 天皇</p> <p>第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>	<p>我等日本国民ハ、国民議會ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力及此ノ国全土ニ及ブ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ恐威ニ訪レラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主権ヲ宣言シ、国政ハ其ノ権能ハ人民ヨリ承ケ其ノ権力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セララルル神聖ナル信託ナリトノ普遍的原则ノ上ニ立ツ所ノ此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此ノ憲法ト抵触スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排斥及廃止ス</p> <p>我等ハ永世ニ亙リ平和ヲ希求シ且今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル人間関係支配ノ高貴ナル理念ヲ満全ニ自覚シテ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ正義ト信義トニ信倚センコトニ意ヲ固メタリ、我等ハ平和ノ維持並ニ横暴、奴隸、圧制及無慈悲ヲ永遠ニ地上ヨリ追放スルコトヲ主義方針トスル国際社会内ニ名誉ノ地位ヲ占メンコトヲ欲求ス、我等ハ万国民等シク恐怖ト欠乏ニ虐ケラルル憂ナク平和ノ裏ニ生存スル権利ヲ有スルコトヲ承認シ且之ヲ表白ス</p> <p>我等ハ如何ナル国民モ単ニ自己ニ対シテノミ責任ヲ有スルニアラスシテ政治道徳ノ法則ハ普遍的ナリト信ス、而シテ斯ノ如キ法則ヲ遵奉スルコトハ自己ノ主権ヲ維持シ他国民トノ主権ニ基ク関係ヲ正義付ケントスル諸国民ノ義務ナリト信ス</p> <p>我等日本国民ハ此等ノ尊貴ナル主義及目的ヲ我等ノ国民的名誉、決意及総力ニ懸ケテ誓フモノナリ</p> <p>第一章 皇帝</p> <p>第一条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス</p> <p>第二条 皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ</p>	<p>大日本帝国憲法発布ノ勅語(明治22年2月11日)</p> <p>朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ朕カ祖宗ニ承クル大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス</p> <p>惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝国ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ国ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉体シ朕カ事ヲ奨順シ相与ニ和衷協同シ益々我カ帝国ノ光栄ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ</p> <p>-----</p> <p>大日本帝国憲法(明治22年2月11日発布・明治23年11月29日施行)</p> <p>朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム</p> <p>国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ノ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ</p> <p>朕ハ我カ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス</p> <p>帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ</p> <p>将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ継統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ</p> <p>朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ス</p>

<p>第六条 天皇は、国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長である裁判官を任命する。</p> <p>2 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。  二 国会を召集すること。  三 衆議院を解散すること。  四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。  五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務員の任免を認証すること。  六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。  七 栄典を授与すること。  八 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。  九 外国の大使及び公使を接受すること。  十 儀式を行うこと。</p> <p>3 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任することができる。</p> <p>4 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。</p> <p>5 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。  (摂政)  第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。  2 第五条及び前条第四項の規定は、摂政について準用する。</p> <p>(皇室への財産の譲渡等の制限)  第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならない。</p>	<p>第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。  ○2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p> <p>第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。</p> <p>第六条 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。  ○2 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</p> <p>第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。  一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。  二 国会を召集すること。  三 衆議院を解散すること。  四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。  五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。  六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。  七 栄典を授与すること。  八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。  九 外国の大使及び公使を接受すること。  十 儀式を行ふこと。</p> <p>第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p>	<p>第三条 国事ニ関スル皇帝ノ一切ノ行為ニハ内閣ノ輔弼及協賛ヲ要ス而シテ内閣ハ之カ責任ヲ負フヘシ  皇帝ハ此ノ憲法ノ規定スル国家ノ機能ヲノミ行フヘシ彼ハ政治上ノ権限ヲ有セス又之ヲ把握シ又ハ賦与セラルルコト無カルヘシ  皇帝ハ其ノ機能ヲ法律ノ定ムル所ニ従ヒ委任スルコトヲ得</p> <p>第四条 国会ノ制定スル皇室典範ノ規定ニ従ヒ摂政ヲ置クトキハ皇帝ノ責務ハ摂政之ヲ皇帝ノ名ニ於テ行フヘシ而シテ此ノ憲法ニ定ムル所ノ皇帝ノ機能ニ対スル制限ハ摂政ニ対シ等シク適用セラルヘシ</p> <p>第五条 皇帝ハ国会ノ指名スル者ヲ総理大臣ニ任命ス</p> <p>第六条 皇帝ハ内閣ノ輔弼及協賛ニ依リテノミ行動シ人民ニ代リテ国家ノ左ノ機能ヲ行フヘシ即  国会ノ制定スル一切ノ法律、一切ノ内閣命令、此ノ憲法ノ一切ノ改正並ニ一切ノ条約及国際規約ニ皇璽ヲ欽シテ之ヲ公布ス  国会ヲ召集ス  国会ヲ解散ス  総選挙ヲ命ス  国務大臣、大使及其ノ他ノ国家ノ官吏ニシテ法律ノ規定ニ依リ其ノ任命又ハ囑託及辞職又ハ免職カ此ノ方法ニテ公証セラルヘキモノノ任命又ハ囑託及辞職又ハ免職ヲ公証ス  大赦、恩赦、減刑、執行猶予及復権ヲ公証ス  栄誉ヲ授与ス  外国ノ大使及公使ヲ受ク  適当ナル式典ヲ執行ス</p> <p>第七条 国会ノ許諾ナクシテハ皇位ニ金錢又ハ其ノ他ノ財産ヲ授与スルコトヲ得ス又皇位ハ何等ノ支出ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>ヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ対シ永遠ニ従順ノ義務ヲ負フヘシ</p> <p>御 名 御 璽</p> <p>第一章 天皇</p> <p>第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス</p> <p>第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス</p> <p>第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス</p> <p>第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ</p> <p>第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ</p> <p>第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス</p> <p>第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス</p> <p>第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス  2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効カヲ失フコトヲ公布スヘシ</p> <p>第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス</p> <p>第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル</p>
--	---	--	---

<p>第二章 安全保障</p> <p>(平和主義)</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p> <p>(国防軍)</p> <p>第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p> <p>(領土等の保全等)</p> <p>第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>	<p>第二章 戦争の放棄</p> <p>第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第二章 戦争ノ廃棄</p> <p>第八条 国民ノ一主権トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス 陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ</p>	<p>第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス</p> <p>第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム</p> <p>第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス</p> <p>第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス 2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第十五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス</p> <p>第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス</p> <p>第十七条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 2 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ</p>
<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p>(日本国民)</p> <p>第十条 日本国民の要件は、法律で定める。</p> <p>(基本的人権の享有)</p> <p>第十一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはな</p>	<p>第三章 国民の権利及び義務</p> <p>第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。</p> <p>第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に</p>	<p>第三章 人民ノ権利及義務</p> <p>第九条 日本国ノ人民ハ何等ノ干渉ヲ受クルコト無クシテ一切ノ基本的人権ヲ享有スル権利ヲ有ス</p> <p>第十条 此ノ憲法ニ依リ日本国ノ人民ニ保障セラルル基本的人権ハ人類ノ自由タラントスル積年ノ闘争ノ結果ナリ時ト経験ノ坩堝ノ中ニ於テ永續性ニ対スル嚴酷ナル試練ニ克ク耐ヘタルモノニシテ永世不可侵トシテ現在及将来ノ人民ニ神聖ナル委託ヲ以テ賦與セラルルモノナリ</p>	<p>第二章 臣民権利義務</p> <p>第十八条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得</p> <p>第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス</p> <p>第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス</p>

<p>らない。</p> <p>(人としての尊重等)</p> <p>第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p> <p>(法の下での平等)</p> <p>第十四条 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>2 華族その他の貴族の制度は、認めない。</p> <p>3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p> <p>(公務員の選定及び罷免に関する権利等)</p> <p>第十五条 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。</p> <p>2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。</p> <p>3 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。</p> <p>4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。</p> <p>(請願をする権利)</p> <p>第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を有する。</p> <p>2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。</p> <p>(国等に対する賠償請求権)</p> <p>第十七条 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体に、その賠償を求むることができる。</p> <p>(身体の拘束及び苦役からの自由)</p> <p>第十八条 何人も、その意に反すると否にかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。</p> <p>2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p> <p>(思想及び良心の自由)</p> <p>第十九条 思想及び良心の自由は、保障する。</p> <p>(個人情報の不当取得の禁止等)</p> <p>第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。</p> <p>(信教の自由)</p> <p>第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に對しても、特権を与えてはならない。</p>	<p>公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>○2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。</p> <p>○3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p> <p>第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。</p> <p>○2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。</p> <p>○3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。</p> <p>○4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。</p> <p>第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。</p> <p>第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。</p> <p>第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p> <p>第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</p> <p>第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>○2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p>	<p>第十一条 此ノ憲法ニ依リ宣言セラルル自由、權利及機會ハ人民ノ不斷ノ監視ニ依リ確保セラルルモノニシテ人民ハ其ノ濫用ヲ防キ常ニ之ヲ共同ノ福祉ノ為ニ行使スル義務ヲ有ス</p> <p>第十二条 日本国ノ封建制度ハ終止スヘシ一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊敬セラルヘシ一般ノ福祉ノ限度内ニ於テ生命、自由及幸福探求ニ對スル其ノ權利ハ一切ノ法律及一切ノ政治的行為ノ至上考慮タルヘシ</p> <p>第十三条 一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ政治的、経済的又ハ社会的關係ニ於テ人種、信条、性別、社会的身分、階級又ハ国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコト無カルヘシ 爾今以後何人モ貴族タルノ故ヲ以テ国又ハ地方ノ如何ナル政治的權力ヲモ有スルコト無カルヘシ 皇族ヲ除クノ外貴族ノ權利ハ現存ノ者ノ生存中ヲ限り之ヲ廢止ス荣誉、勲章又ハ其ノ他ノ優遇ノ授與ニハ何等ノ特権モ附隨セサルヘシ又右ノ授與ハ現ニ之ヲ有スル又ハ将来之ヲ受クル個人ノ生存中ヲ限り其ノ効力ヲ失フヘシ</p> <p>第十四条 人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局的決定者ナリ彼等ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スル不可讓ノ權利ヲ有ス 一切ノ公務員ハ全社会ノ奴僕ニシテ如何ナル団体ノ奴僕ニモアラス 有ラユル選挙ニ於テ投票ノ秘密ハ不可侵ニ保タルヘシ選挙人ハ其ノ選択ニ關シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコト無カルヘシ</p> <p>第十五条 何人モ損害ノ救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廢止又ハ改正ニ關シ平穩ニ請願ヲ為ス權利ヲ有ス又何人モ右ノ如キ請願ヲ主唱シタルコトノ為ニ如何ナル差別的待遇ヲモ受クルコト無カルヘシ</p> <p>第十六条 外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル權利ヲ有ス</p> <p>第十七条 何人モ奴隷、農奴又ハ如何ナル種類ノ奴隷役務ニ服セシメラルルコト無カルヘシ犯罪ノ為ノ処罰ヲ除クノ外本人ノ意思ニ反スル服役ハ之ヲ禁ス</p>	<p>第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス</p> <p>第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非シテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ</p> <p>第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ</p> <p>第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラルレ及搜索セラルルコトナシ</p> <p>第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ</p> <p>第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ 2 公益ノ為ニ必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス</p> <p>第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス</p> <p>第三十條 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得</p> <p>第三十一條 本章ニ掲ケタル条規ハ戰時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ</p> <p>第三十二條 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス</p>
--	--	---	---

<p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</p> <p>(表現の自由)</p> <p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</p> <p>3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p> <p>(国政上の行為に関する説明の責務)</p> <p>第二十一条の二 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。</p> <p>(居住、移転及び職業選択等の自由等)</p> <p>第二十二条 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。</p> <p>(学問の自由)</p> <p>第二十三条 学問の自由は、保障する。</p> <p>(家族、婚姻等に関する基本原則)</p> <p>第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。</p> <p>2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <p>(生存権等)</p> <p>第二十五条 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>2 国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>(環境保全の責務)</p> <p>第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければなら</p>	<p>○3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p> <p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p> <p>第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p> <p>第二十三条 学問の自由は、これを保障する。</p> <p>第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>○2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p> <p>第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>○2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>○2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p> <p>第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</p> <p>○2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。</p> <p>○3 児童は、これを酷使してはならない。</p> <p>第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p> <p>第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。</p> <p>○2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法</p>	<p>第十八条 思想及良心ノ自由ハ不可侵タルヘシ</p> <p>第十九条 宗教ノ自由ハ何人ニモ保障セラル如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特別ノ特権ヲ受クルコト無カルヘク又政治上ノ権限ヲ行使スルコト無カルヘシ 何人モ宗教的ノ行為、祝典、式典又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレサルヘシ 国家及其ノ機関ハ宗教教育又ハ其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スヘカラス</p> <p>第二十条 集会、言論及定期刊行物並ニ其ノ他一切ノ表現形式ノ自由ヲ保障ス検閲ハ之ヲ禁シ通信手段ノ秘密ハ之ヲ侵ス可カラス</p> <p>第二十一条 結社、運動及住居選定ノ自由ハ一般ノ福祉ト抵触セサル範囲内ニ於テ何人ニモ之ヲ保障ス 何人モ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ変更スル自由ヲ有ス</p> <p>第二十二条 学究上ノ自由及職業ノ選択ハ之ヲ保障ス</p> <p>第二十三条 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ</p> <p>第二十四条 有ラユル生活範囲ニ於テ法律ハ社会的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルヘシ 無償、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ 児童ノ私利的酷使ハ之ヲ禁止スヘシ 公共衛生ヲ改善スヘシ 社会的安寧ヲ計ルヘシ 労働条件、賃銀及勤務時間ノ規準ヲ定ムヘシ</p> <p>第二十五条</p>	
--	--	--	--

<p>らない。</p> <p>(在外国民の保護) 第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。</p> <p>(犯罪被害者等への配慮) 第二十五条の四 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。</p> <p>(教育に関する権利及び義務等) 第二十六条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。 2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。</p> <p>3 国は、教育が国の未来を切り拓ひらく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。</p> <p>(勤労の権利及び義務等) 第二十七条 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。 3 何人も、児童を酷使してはならない。</p> <p>(勤労者の団結権等) 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。 2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>(財産権) 第二十九条 財産権は、保障する。 2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。 3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。</p> <p>(納税の義務) 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。</p>	<p>律でこれを定める。</p> <p>○3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。</p> <p>第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。</p> <p>第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。</p> <p>第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。</p> <p>第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p> <p>第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。</p> <p>第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。</p> <p>○2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。</p> <p>第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p> <p>第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 ○2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。 ○3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p> <p>第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p>	<p>何人モ働ク権利ヲ有ス</p> <p>第二十六条 労働者ガ団結、商議及集団行為ヲ為ス権利ハ之ヲ保障ス</p> <p>第二十七条 財産ヲ所有スル権利ハ不可侵ナリ然レトモ財産権ハ公共ノ福祉ニ從ヒ法律ニ依リ定義セラルヘシ</p> <p>第二十八条 土地及一切ノ天然資源ノ究極的所有権ハ人民ノ集团的代表者トシテノ国家ニ帰属ス国家ハ土地又ハ其ノ他ノ天然資源ヲ其ノ保存、開発、利用又ハ管理ヲ確保又ハ改善スル為ニ公正ナル補償ヲ払ヒテ取用スルコトヲ得</p> <p>第二十九条 財産ヲ所有スル者ハ義務ヲ負フ其ノ使用ハ公共ノ利益ノ為タルヘシ国家ハ公正ナル補償ヲ払ヒテ私有財産ヲ公共ノ利益ノ為ニ取用スルコトヲ得</p> <p>第三十条 何人モ裁判所ノ当該官吏カ発給シ訴追ノ理由タル犯罪ヲ明示セル逮捕状ニ依ルニアラスシテ逮捕セラルルコト無カルヘシ但シ犯罪ノ実行中ニ逮捕セラルル場合ハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第三十一条 何人モ訴追ノ趣旨ヲ直チニ告ケラルルコト無ク又ハ直チニ弁護人ヲ依頼スル特権ヲ與ヘラルルコト無クシテ逮捕又ハ拘留セラレサルヘシ何人モ交通禁断者トセラルルコト無カルヘシ何人モ適当ナル理由無クシテ拘留セラレサルヘシ要求アルトキハ右理由ハ公開廷ニテ本人及其ノ弁護人ノ面前ニ於テ直チニ開示セラルヘシ</p> <p>第三十二条 何人モ国会ノ定ムル手続ニ依ルニアラサレハ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコト無カルヘシ又何人モ裁判所ニ上訴ヲ提起スル権利ヲ奪ハレコト無カルヘシ</p> <p>第三十三条 人民カ其ノ身体、家庭、書類及所持品ニ対シ侵入、搜索及押収ヨリ保障セラルル権利ハ相当ノ理由ニ基キテノミ発給セラレ殊ニ搜索セラルヘキ場所及拘禁又ハ押収セラルヘキ人又ハ物ヲ表示セル司法逮捕状ニ依ルニアラスシテ害セラルルコト無カルヘシ 各搜索又ハ拘禁若ハ押収ハ裁判所ノ当該官吏ノ発給セル各</p>
--	---	---

<p>(適正手続の保障) 第三十一条 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。</p> <p>(裁判を受ける権利) 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。</p> <p>(逮捕に関する手続の保障) 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p> <p>(抑留及び拘禁に関する手続の保障) 第三十四条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられることなく、抑留され、又は拘禁されない。 2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。</p> <p>(住居等の不可侵) 第三十五条 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、第三十三条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。 2 前項本文の規定による搜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行う。</p> <p>(拷問及び残虐な刑罰の禁止) 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。</p> <p>(刑事被告人の権利) 第三十七条 全て刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 2 被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。 3 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。</p> <p>(刑事事件における自白等) 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることが</p>	<p>○2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。 ○3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p> <p>第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p> <p>第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>	<p>別ノ逮捕状ニ依リ行ハルヘシ</p> <p>第三十四条 公務員ニ依ル拷問ハ絶対ニ之ヲ禁ス</p> <p>第三十五条 過大ナル保釈金ヲ要求スヘカラス又残虐若ハ異常ナル刑罰ヲ科スヘカラス</p> <p>第三十六条 一切ノ刑事訴訟事件ニ於テ被告人ハ公平ナル裁判所ノ迅速ナル公開裁判ヲ受クル権利ヲ享有スヘシ 刑事被告人ハ一切ノ証人ヲ反対訊問スル有ラユル機会ヲ與ヘラルヘク又自己ノ為ノ証人ヲ公費ヲ以テ獲得スル強制的な手続ニ対スル権利ヲ有スヘシ 被告人ハ常ニ資格アル弁護人ヲ依頼シ得ヘク若シ自己ノ努力ニ依リ弁護人ヲ得ル能ハサルトキハ政府ニ依リ弁護人ヲ附添セラルヘシ</p> <p>第三十七条 何人モ管轄権有ル裁判所ニ依ルニアラサレハ有罪ト宣言セラルルコト無カルヘシ 何人モ同一ノ犯罪ニ因リ再度厄ニ遭フコト無カルヘシ</p> <p>第三十八条 何人モ自己ニ不利益ナル証言ヲ為スコトヲ強要セラレサルヘシ 自白ハ強制、拷問若ハ脅迫ノ下ニ為サレ又ハ長期ニ亘ル逮捕若ハ拘留ノ後ニ為サレタルトキハ証拠トシテ許容セラレサルヘシ 何人モ自己ニ不利益ナル唯一ノ証拠カ自己ノ自白ナル場合ニ於テハ有罪ノ判決又ハ刑ノ宣告ヲ受クルコト無カルヘシ</p> <p>第三十九条 何人モ実行ノ時ニ於テ合法ナリシ行為ニ因リ刑罰ヲ科セラルルコト無カルヘシ</p>	
--	---	--	--

<p>できない。</p> <p>3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。</p> <p>(遡及処罰等の禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、実行の時に違法ではなかつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。</p> <p>(刑事補償を求める権利)</p> <p>第四十条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p> <p>第四章 国会</p> <p>(国会と立法権)</p> <p>第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p> <p>(両議院)</p> <p>第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。</p> <p>(両議院の組織)</p> <p>第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。</p> <p>2 両議院の議員の定数は、法律で定める。</p> <p>(議員及び選挙人の資格)</p> <p>第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。</p> <p>(衆議院議員の任期)</p> <p>第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。</p> <p>(参議院議員の任期)</p> <p>第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p> <p>(選挙に関する事項)</p> <p>第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</p> <p>(両議院議員兼職の禁止)</p>	<p>第四章 国会</p> <p>第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p> <p>第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。</p> <p>第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。</p> <p>○2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。</p> <p>第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。</p> <p>第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。</p> <p>第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p> <p>第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。</p> <p>第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところによ</p>	<p>第四章 国会</p> <p>第四十条 国会ハ国家ノ権力ノ最高ノ機関ニシテ国家ノ唯一ノ法律制定機関タルヘシ</p> <p>第四十一条 国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ越エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス</p> <p>第四十二条 選挙人及国会議員候補者ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ而シテ右資格ヲ定ムルニ当リテハ性別、人種、信条、皮膚色又ハ社会上ノ身分ニ因リ何等ノ差別ヲ為スヲ得ス</p> <p>第四十三条 国会議員ハ国庫ヨリ法律ノ定ムル適当ノ報酬ヲ受クヘシ</p> <p>第四十四条 国会議員ハ法律ノ規定スル場合ヲ除クノ外如何ナル場合ニ於テモ国会ノ議事ニ出席中又ハ之ニ出席スル為ノ往復ノ途中ニ於テ逮捕セラルルコト無カルヘク又国会ニ於ケル演説、討議又ハ投票ニ因リ国会以外ニ於テ法律上ノ責ヲ問ハルルコト無カルヘシ</p> <p>第四十五条 国会議員ノ任期ハ四年トス然レトモ此ノ憲法ノ規定スル国会解散ニ因リ満期以前ニ終了スルコトヲ得</p>	<p>第三章 帝国議会</p> <p>第三十三条 帝国議会ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス</p> <p>第三十四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス</p> <p>第三十五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス</p> <p>第三十六条 何人モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ス</p> <p>第三十七条 凡テ法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経ルヲ要ス</p> <p>第三十八条 両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及ガ々々法律案ヲ提出スルコトヲ得</p> <p>第三十九条 両議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス</p> <p>第四十条 両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス</p> <p>第四十一条 帝国議会ハ毎年之ヲ召集ス</p> <p>第四十二条 帝国議会ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ</p>
---	---	---	---

<p>第四十八条 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。</p> <p>(議員の歳費)</p> <p>第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。</p> <p>(議員の不逮捕特権)</p> <p>第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中釈放しなければならない。</p> <p>(議員の免責特権)</p> <p>第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。</p> <p>(通常国会)</p> <p>第五十二条 通常国会は、毎年一回召集される。</p> <p>2 通常国会の会期は、法律で定める。</p> <p>(臨時国会)</p> <p>第五十三条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があったときは、要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。</p> <p>(衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会)</p> <p>第五十四条 衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。</p> <p>2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。</p> <p>3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。</p> <p>4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。</p> <p>(議員の資格審査)</p> <p>第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(表決及び定足数)</p> <p>第五十六条 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</p> <p>2 両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければできない。</p> <p>(会議及び会議録の公開等)</p> <p>第五十七条 両議院の会議は、公開しなければならない。た</p>	<p>り、国庫から相当額の歳費を受ける。</p> <p>第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。</p> <p>第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。</p> <p>第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。</p> <p>第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。</p> <p>第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。</p> <p>○2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。</p> <p>○3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。</p> <p>第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p>○2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</p> <p>第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>○2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。</p> <p>○3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。</p> <p>第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任</p>	<p>第四十六条 選挙、任命及投票ノ方法ハ法律ニ依リ之ヲ定ムヘシ</p> <p>第四十七条 国会ハ少クトモ毎年一回之ヲ召集スヘシ</p> <p>第四十八条 内閣ハ臨時議会議ヲ召集スルコトヲ得国会議員ノ二割ヨリ少カラサル者ノ請願アリタルトキハ之ヲ召集スルコトヲ要ス</p> <p>第四十九条 議事ヲ行フニ必要ナル定足数ハ議員全員ノ三分ノ一ヨリ少カラサル数トス此ノ憲法ニ規定スル場合ヲ除クノ外国会ノ行為ハ凡ヘテ出席議員ノ多数決ニ依ルヘシ可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル</p> <p>第五十一条 国会ハ議長及其ノ他ノ役員ヲ選定スヘシ国会ハ議事規則ヲ定メ並ニ議員ヲ無秩序ナル行動ニ因リ処罰及除名スルコトヲ得議員除名ノ動議有リタル場合ニ之ヲ実行セントスルトキハ出席議員ノ三分ノ二ヨリ少カラサル者ノ賛成ヲ要ス</p> <p>第五十二条 法律ハ法律案ニ依ルニアラサレハ之ヲ議決スルコトヲ得ス</p> <p>第五十三条 国会ノ議事ハ之ヲ公開スヘク秘密會議ハ之ヲ開クコトヲ得ス国会ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ且發表スヘク一般公衆ハ此ノ記録ヲ入手シ得ヘシ出席議員二割ノ要求アルトキハ議題ニ対スル各議員ノ賛否ヲ議事録ニ記載スヘシ</p> <p>第五十四条 国会ハ調査ヲ行ヒ証人ノ出頭及証言供述並ニ記録ノ提出ヲ強制シ且之ニ応セサル者ヲ処罰スル権限ヲ有スヘシ</p> <p>第五十五条 国会ハ出席議員ノ多数決ヲ以テ総理大臣ヲ指定スヘシ総理大臣ノ指定ハ国会ノ他ノ一切ノ事務ニ優先シテ行ハルヘシ国会ハ諸般ノ國務大臣ヲ設定スヘシ</p>	<p>第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ</p> <p>2 臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル</p> <p>第四十四条 帝国議會ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ両院同時ニ之ヲ行フヘシ</p> <p>2 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラレヘシ</p> <p>第四十五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ</p> <p>第四十六条 両議院ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>第四十七条 両議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル</p> <p>第四十八条 両議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得</p> <p>第四十九条 両議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得</p> <p>第五十条 両議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得</p> <p>第五十一条 両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得</p> <p>第五十二条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ処分セラレヘシ</p> <p>第五十三条 両議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関ル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララルコトナシ</p> <p>第五十四条 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得</p>
--	--	--	--

<p>だし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。</p> <p>3 出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。</p> <p>(役員を選任並びに議院規則及び懲罰)</p> <p>第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。</p> <p>2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(法律案の議決及び衆議院の優越)</p> <p>第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p>2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p>3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。</p> <p>4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p> <p>(予算案の議決等に関する衆議院の優越)</p> <p>第六十条 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。</p> <p>2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>(条約の承認に関する衆議院の優越)</p> <p>第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p> <p>(議院の国政調査権)</p> <p>第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p> <p>(内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務)</p> <p>第六十三条 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。</p>	<p>する。</p> <p>○2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p>○2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p>○3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。</p> <p>○4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p> <p>第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。</p> <p>○2 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p> <p>第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p> <p>第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。</p> <p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>○2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p>	<p>第五十六条 総理大臣及国務大臣ハ国会ニ議席ヲ有スルト否トニ拘ハラズ何時ニテモ法律案ヲ提出シ討論スル目的ヲ以テ出席スルコトヲ得質問ニ答弁スルコトヲ要求セラレタルトキハ出席スヘシ</p> <p>第五十七条 内閣ハ国会カ全議員ノ多数決ヲ以テ不信任案ノ決議ヲ通過シタル後又ハ信任案ヲ通過セサリシ後十日以内ニ辞職シ又ハ国会ニ解散ヲ命スヘシ国会カ解散ヲ命セラレタルトキハ解散ノ日ヨリ三十日ヨリ少カラス四十日ヲ超エサル期間内ニ特別選挙ヲ行フヘシ新タニ選挙セラレタル国会ハ選挙ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ召集スヘシ</p> <p>第五十八条 国会ハ罷免訴訟ノ被告タル司法官ヲ裁判スル為議員中ヨリ弾劾裁判所ヲ構成スヘシ</p> <p>第五十九条 国会ハ此ノ憲法ノ規定ヲ施行スル為必要ニシテ適當ナル一切ノ法律ヲ制定スヘシ</p>	
---	---	---	--

<p>2 内閣総理大臣及びその他の国务大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(弾劾裁判所)</p> <p>第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律で定める。</p> <p>(政党)</p> <p>第六十四条の二 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。</p> <p>2 政党の政治活動の自由は、保障する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。</p> <p>第五章 内閣</p> <p>(内閣と行政権)</p> <p>第六十五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。</p> <p>(内閣の構成及び国会に対する責任)</p> <p>第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成する。</p> <p>2 内閣総理大臣及び全ての国务大臣は、現役の軍人であってはならない。</p> <p>3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p> <p>(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越)</p> <p>第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。</p> <p>2 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。</p> <p>3 衆議院と参議院とが異なった指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。</p> <p>(国务大臣の任免)</p> <p>第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。</p> <p>(内閣の不信任と総辞職)</p>	<p>第五章 内閣</p> <p>第六十五条 行政権は、内閣に属する。</p> <p>第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。</p> <p>○2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。</p> <p>○3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。</p> <p>第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。</p> <p>○2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。</p> <p>○2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。</p> <p>第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、</p>	<p>第五章 内閣</p> <p>第六十条 行政権ハ内閣ニ帰属ス</p> <p>第六十一条 内閣ハ其ノ首長タル総理大臣及国会ニ依リ授權セラルル其ノ他ノ国务大臣ヲ以テ構成ス 内閣ハ行政権ノ執行ニ当リ国会ニ対シ集团的ニ責任ヲ負フ</p> <p>第六十二条 総理大臣ハ国会ノ輔弼及協賛ヲ以テ国务大臣ヲ任命スヘシ 総理大臣ハ個々ノ国务大臣ヲ任意ニ罷免スルコトヲ得</p> <p>第六十三条 総理大臣欠員ト為リタルトキ又ハ新国会ヲ召集シタルトキハ内閣ハ総辞職ヲ為スヘク新総理大臣指名セラルヘシ 右指名アルマテハ内閣ハ其ノ責務ヲ行フヘシ</p> <p>第六十四条 総理大臣ハ内閣ニ代リテ法律案ヲ提出シ一般国务及外交関係ヲ国会ニ報告シ並ニ行政府ノ各部及各支部ノ指揮及監督ヲ行フ</p> <p>第六十五条 内閣ハ他ノ行政的責任ノホカ 法律ヲ忠実ニ執行シ国务ヲ管理スヘシ 外交関係ヲ処理スヘシ</p>	<p>第四章 国务大臣及枢密顧問</p> <p>第五十五条 国务各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス 2 凡テ法律勅令其ノ他国务ニ関ル詔勅ハ国务大臣ノ副署ヲ要ス</p> <p>第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ国务ヲ審議ス</p>
---	---	---	---

<p>第六十九条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならぬ。</p> <p>(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等)</p> <p>第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならぬ。</p> <p>2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国務大臣が、臨時に、その職務を行う。</p> <p>(総辞職後の内閣)</p> <p>第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。</p> <p>(内閣総理大臣の職務)</p> <p>第七十二条 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。</p> <p>3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。</p> <p>(内閣の職務)</p> <p>第七十三条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、国の公務員に関する事務をつかさどること。</p> <p>五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p> <p>(法律及び政令への署名)</p> <p>第七十四条 法律及び政令には、全て主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p> <p>(国務大臣の不訴追特権)</p> <p>第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国務大臣でなくなった後に、公訴を提起することを妨げない。</p> <p>第六章 司法</p> <p>(裁判所と司法権)</p>	<p>又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならぬ。</p> <p>第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならぬ。</p> <p>第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。</p> <p>第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p> <p>第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。</p> <p>一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。</p> <p>二 外交関係を処理すること。</p> <p>三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。</p> <p>四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。</p> <p>五 予算を作成して国会に提出すること。</p> <p>六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。</p> <p>七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p> <p>第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p> <p>第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。</p> <p>第六章 司法</p>	<p>公共ノ利益ト認ムル条約、国際規約及協定ヲ事前ノ授權又ハ事後ノ追認ニ依ル国会ノ協賛ヲ以テ締結スヘシ 国会ノ定ムル規準ニ従ヒ内政事務ヲ処理スヘシ 年次予算ヲ作成シテ之ヲ国会ニ提出スヘシ 此ノ憲法及法律ノ規定ヲ実行スル為命令及規則ヲ発スヘシ 然レトモ右命令又ハ規則ハ刑罰規定ヲ包含スヘカラス 大赦、恩赦、減刑、執行猶予及復権ヲ賦與スヘシ</p> <p>第六十六条 一切ノ国会制定法及行政命令ハ当該国務大臣之ニ署名シ總理大臣之ニ副署スヘシ</p> <p>第六十七条 内閣大臣ハ總理大臣ノ承諾無クシテ在任中訴追セラルルコト無カルヘシ然レトモ此ノ理由ニ因リ如何ナル訴権モ害セラルルコトナシ</p> <p>第六章 司法</p> <p>第六十八条</p>	<p>第五章 司法</p>
---	--	--	---------------

<p>第七十六条 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。</p> <p>3 全て裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p> <p>(最高裁判所の規則制定権)</p> <p>第七十七条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。</p> <p>3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p> <p>(裁判官の身分保障)</p> <p>第七十八条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第六十四条第一項の規定による裁判によらなければならない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。</p> <p>(最高裁判所の裁判官)</p> <p>第七十九条 最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。</p> <p>2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。</p> <p>3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。</p> <p>[削除]</p> <p>4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。</p> <p>(下級裁判所の裁判官)</p> <p>第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を限って任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。</p> <p>2 前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。</p> <p>(法令審査権と最高裁判所)</p> <p>第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終的な上訴審裁判所である。</p> <p>(裁判の公開)</p>	<p>第七十六条 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>○2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。</p> <p>○3 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p> <p>第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>○2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。</p> <p>○3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p> <p>第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければならない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。</p> <p>第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。</p> <p>○2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。</p> <p>○3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。</p> <p>○4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>○5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>○6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができる。</p> <p>第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。</p> <p>○2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができる。</p> <p>第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する</p>	<p>強力ニシテ独立ナル司法府ハ人民ノ権利ノ堡壘ニシテ全司法権ハ最高法院及国会ノ臨時設置スル下級裁判所に帰属ス特別裁判所ハ之ヲ設置スヘカラス又行政府ノ如何ナル機関又ハ支部ニモ最終的司法権ヲ賦與スヘカラス</p> <p>判事ハ凡ヘテ其ノ良心ノ行使ニ於テ独立タルヘク此ノ憲法及其レニ基キ制定セラルル法律ニノミ拘束セラルヘシ</p> <p>第六十九条 最高法院ハ規則制定権ヲ有シ其レニ依リ訴訟手続規則、弁護士ノ資格、裁判所ノ内部規律、司法行政並ニ司法権ノ自由ナル行使ニ關係アル其ノ他ノ事項ヲ定ム 検事ハ裁判所ノ職員ニシテ裁判所ノ規則制定権ニ服スヘシ 最高法院ハ下級裁判所ノ規則ヲ制定スル権限ヲ下級裁判所に委任スルコトヲ得</p> <p>第七十条 判事ハ公開ノ弾劾ニ依リテノミ罷免スルコトヲ得行政機関又ハ支部ニ依リ懲戒処分ニ附セラルルコト無カルヘシ</p> <p>第七十一条 最高法院ハ首席判事及国会ノ定ムル員数ノ普通判事ヲ以テ構成ス右判事ハ凡ヘテ内閣ニ依リ任命セラレ不都合ノ所為無キ限り満七十歳ニ到ルマテ其ノ職ヲ免セラルルコト無カルヘシ但シ右任命ハ凡ヘテ任命後最初ノ総選挙ニ於テ、爾後ハ次ノ先位確認後十暦年経過直後行ハルル総選挙ニ於テ、審査セラルヘシ若シ選挙民カ判事ノ罷免ヲ多数決ヲ以テ議決シタルトキハ右判事ノ職ハ欠員ト為ルヘシ 右ノ如キ判事ハ凡ヘテ定期ニ適當ノ報酬ヲ受クヘシ報酬ハ任期中減額セラルルコト無カルヘシ</p> <p>第七十二条 下級裁判所ノ判事ハ各欠員ニ付最高法院ノ指名スル少クトモ二人以上ノ候補者ノ氏名ヲ包含スル表ノ中ヨリ内閣之ヲ任命スヘシ右判事ハ凡ヘテ十年ノ任期ヲ有スヘク再任ノ特権ヲ有シ定期ニ適當ノ報酬ヲ受クヘシ報酬ハ任期中減額セラルルコト無カルヘシ判事ハ満七十歳ニ達シタルトキハ退職スヘシ</p> <p>第七十三条 最高法院ハ最終裁判所ナリ法律、命令、規則又ハ官憲ノ行為ノ憲法上合法ナリヤ否ヤノ決定カ問題ト為リタルトキハ憲法第三章ニ基ク又ハ関連スル有ラユル場合ニ於テハ最高法院ノ判決ヲ以テ最終トス法律、命令、規則又ハ官憲ノ行為ノ憲法上合法ナリヤ否ヤノ決定カ問題ト為リタル其ノ他有ラユル場合ニ於テハ国会ハ最高法院ノ判決ヲ再審スルコトヲ得</p>	<p>第五十七条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ</p> <p>2 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第五十八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス</p> <p>2 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ</p> <p>3 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第五十九条 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得</p> <p>第六十条 特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第六十一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス</p>
--	--	---	---

<p>第八十二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。</p> <p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。</p>	<p>終審裁判所である。</p> <p>第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。</p> <p>○2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。</p>	<p>再審ニ附スルコトヲ得ル最高法院ノ判決ハ国会議員全員ノ三分ノ二ノ賛成ヲ以テノミ之ヲ破棄スルコトヲ得国会ハ最高法院ノ判決ノ再審ニ関スル手続規則ヲ制定スヘシ</p> <p>第七十四条 外国ノ大使、公使及領事官ニ關係アル一切ノ事件ニ於テハ最高法院ハ専属的原始管轄ヲ有ス</p> <p>第七十五条 裁判ハ公開廷ニ於テ行ヒ判決ハ公然言ヒ渡スヘシ然レトモ裁判所カ公開ヲ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ害有リト全員一致ヲ以テ決スルトキハ非公開ニテ裁判ヲ行フコトヲ得但シ政治的犯罪、定期刊行物ノ犯罪及此ノ憲法第三章ノ確保スル人民ノ権利カ問題ト為レル場合ニ於ケル裁判ハ例外ナク公開セラルヘシ</p>	<p>再審ニ附スルコトヲ得ル最高法院ノ判決ハ国会議員全員ノ三分ノ二ノ賛成ヲ以テノミ之ヲ破棄スルコトヲ得国会ハ最高法院ノ判決ノ再審ニ関スル手続規則ヲ制定スヘシ</p> <p>第七十四条 外国ノ大使、公使及領事官ニ關係アル一切ノ事件ニ於テハ最高法院ハ専属的原始管轄ヲ有ス</p> <p>第七十五条 裁判ハ公開廷ニ於テ行ヒ判決ハ公然言ヒ渡スヘシ然レトモ裁判所カ公開ヲ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ害有リト全員一致ヲ以テ決スルトキハ非公開ニテ裁判ヲ行フコトヲ得但シ政治的犯罪、定期刊行物ノ犯罪及此ノ憲法第三章ノ確保スル人民ノ権利カ問題ト為レル場合ニ於ケル裁判ハ例外ナク公開セラルヘシ</p>
<p>第七章 財政</p> <p>(財政の基本原則)</p> <p>第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。</p> <p>2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。</p> <p>(租税法律主義)</p> <p>第八十四条 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。</p> <p>(国費の支出及び国の債務負担)</p> <p>第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。</p> <p>(予算)</p> <p>第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。</p> <p>2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。</p> <p>3 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。</p> <p>4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。</p> <p>(予備費)</p> <p>第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。</p> <p>2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承</p>	<p>第七章 財政</p> <p>第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。</p> <p>第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</p> <p>第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。</p> <p>第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。</p> <p>第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。</p> <p>○2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p> <p>第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。</p> <p>第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを</p>	<p>第七章 財政</p> <p>第七十六条 租税ヲ徴シ、金銭ヲ借入レ、資金ヲ使用シ並ニ硬貨及通貨ヲ発行シ及其ノ価格ヲ規整スル権限ハ国会ヲ通シテ行使セラルヘシ</p> <p>第七十七条 国会ノ行為ニ依リ又ハ国会ノ定ムル条件ニ依ルニアラサレハ新タニ租税ヲ課シ又ハ現行ノ租税ヲ変更スルコトヲ得ス此ノ憲法発布ノ時ニ於テ効力ヲ有スル一切ノ租税ハ現行ノ規則カ国会ニ依リ変更セラルルマテ引キ続キ現行ノ規則ニ從ヒ徴集セラルヘシ</p> <p>第七十八条 充当スヘキ特別予算無クシテ契約ヲ締結スヘカラス又国会ノ承認ヲ得ルニアラサレハ国家ノ資産ヲ貸與スヘカラス</p> <p>第七十九条 内閣ハ一切ノ支出計画並ニ歳入及借入予想ヲ含ム次期会計年度ノ全財政計画ヲホス年次予算ヲ作成シ之ヲ国会ニ提出スヘシ</p> <p>第八十条 国会ハ予算ノ項目ヲ不承認、減額、増額若ハ却下シ又ハ新タナル項目ヲ追加スルコトヲ得 国会ハ如何ナル会計年度ニ於テモ借入金額ヲ含ム同年度ノ予想歳入ヲ超過スル金銭ヲ支出スヘカラス</p>	<p>第六章 会計</p> <p>第六十二条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ</p> <p>2 但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限りニ在ラス</p> <p>3 国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ</p> <p>第六十三条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス</p> <p>第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ</p> <p>2 予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝国議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス</p> <p>第六十五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ</p> <p>第六十六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議會ノ協賛ヲ要セス</p> <p>第六十七条 憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス</p> <p>第六十八条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ継続費トシテ帝国議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得</p>

<p>諾を得なければならない。</p> <p>(皇室財産及び皇室の費用)</p> <p>第八十八条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。</p> <p>(公の財産の支出及び利用の制限)</p> <p>第八十九条 公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。</p> <p>2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。</p> <p>(決算の承認等)</p> <p>第九十条 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。</p> <p>3 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。</p> <p>(財政状況の報告)</p> <p>第九十一条 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p> <p>第八章 地方自治</p> <p>(地方自治の本旨)</p> <p>第九十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。</p> <p>2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。</p> <p>(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等)</p> <p>第九十三条 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを含むする広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。</p> <p>2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p> <p>3 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。</p>	<p>支出し、又はその利用に供してはならない。</p> <p>第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。</p> <p>○2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。</p> <p>第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p> <p>第八章 地方自治</p> <p>第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p> <p>第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>○2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p> <p>第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p>第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法</p>	<p>第八十一条 予期セサル予算ノ不足ニ備フル為内閣ノ直接監督ノ下ニ支出スヘキ予備費ヲ設クルコトヲ許スコトヲ得 内閣ハ予備費ヲ以テスルー一切ノ支出ニ関シ国会ニ対シ責任ヲ負フヘシ</p> <p>第八十二条 世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ一切ノ財産ハ国民ニ帰属スヘシ一切ノ皇室財産ヨリスル収入ハ国庫ニ納入スヘシ而シテ法律ノ規定スル皇室ノ手当及費用ハ国会ニ依リ年次予算ニ於テ支弁セラルヘシ</p> <p>第八十三条 公共ノ金銭又ハ財産ハ如何ナル宗教制度、宗教団体若ハ社団ノ使用、利益若ハ支持ノ為又ハ国家ノ管理ニ服ササル如何ナル慈善、教育若ハ博愛ノ為ニモ充当セラルルコト無カルヘシ</p> <p>第八十四条 会計検査院ハ毎年国家ノ一切ノ支出及歳入ノ最終的会計検査ヲ為シ内閣ハ次年度中ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ 会計検査院ノ組織及権限ハ国会之ヲ定ムヘシ</p> <p>第八十五条 内閣ハ定期ニ且少クトモ毎年財政状態ヲ国会及人民ニ報告スヘシ</p> <p>第八章 地方政治</p> <p>第八十六条 府県知事、市長、町長、徴税権ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府県議会及地方議会ノ議員並ニ国会ノ定ムル其ノ他ノ府県及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社会内ニ於テ直接普通選挙ニ依リ選挙セラルヘシ</p> <p>第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ</p> <p>第八十八条 国会ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラルヘキ地方的又ハ特別ノ法律ヲ通過スヘカラス但シ</p>	<p>第六十九条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ</p> <p>第七十条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得 2 前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス</p> <p>第七十一条 帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ</p> <p>第七十二条 国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ 2 会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p>
--	--	--	---

<p>(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙)</p> <p>第九十四条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。</p> <p>2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する。</p> <p>(地方自治体の権能)</p> <p>第九十五条 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p> <p>(地方自治体の財政及び国の財政措置)</p> <p>第九十六条 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とする。</p> <p>2 国は、地方自治体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 第八十三条第二項の規定は、地方自治について準用する。</p> <p>(地方自治特別法)</p> <p>第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。</p> <p>第九章 緊急事態</p> <p>(緊急事態の宣言)</p> <p>第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。</p> <p>2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。</p> <p>4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三</p>	<p>は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>	<p>右社会ノ選挙民ノ大多数ノ受諾ヲ条件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス</p>	
---	--	---------------------------------------	--

<p>十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(緊急事態の宣言の効果)</p> <p>第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。</p> <p>4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。</p> <p>第十章 改正</p> <p>第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p> <p>第十一章 最高法規</p> <p>[削除]</p> <p>(憲法の最高法規性等)</p> <p>第百一条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p> <p>(憲法尊重擁護義務)</p> <p>第百二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</p>	<p>第九章 改正</p> <p>第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>○2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p> <p>第十章 最高法規</p> <p>第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p> <p>第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p>	<p>第九章 改正</p> <p>第八十九条 此ノ憲法ノ改正ハ議員全員ノ三分ノ二ノ賛成ヲ以テ国会之ヲ發議シ人民ニ提出シテ承認ヲ求ムヘシ人民ノ承認ハ国会ノ指定スル選挙ニ於テ賛成投票ノ多数決ヲ以テ之ヲ為スヘシ 右ノ承認ヲ経タル改正ハ直ニ此ノ憲法ノ要素トシテ人民ノ名ニ於テ皇帝之ヲ公布スヘシ</p> <p>第十章 至上法</p> <p>第九十条 此ノ憲法並ニ之ニ基キ制定セラルル法律及条約ハ国民ノ至上法ニシテ其ノ規定ニ反スル公ノ法律若ハ命令及詔勅若ハ其ノ他ノ政治上ノ行為又ハ其ノ部分ハ法律上ノ効力ヲ有セサルヘシ</p> <p>第九十一条 皇帝皇位ニ即キタルトキ並ニ摂政、國務大臣、国会議員、司法府員及其ノ他ノ一切ノ公務員其ノ官職ニ就キタルトキハ、此ノ憲法ヲ尊重擁護スル義務ヲ負フ</p>	<p>第七章 補則</p> <p>第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ 2 此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セス 2 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス</p> <p>第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス</p> <p>第七十六条 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ総テ遵守ノ効力ヲ有ス 2 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ総テ第六十七条ノ例ニ依ル</p>
--	---	--	---

<p>2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (施行に必要な準備行為)</p> <p>2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。 (適用区分等)</p> <p>3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段（改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。</p> <p>4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官については、その任期は改正前の日本国憲法第八十条第一項の規定による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第八十条第一項の規定により再任されることができる。</p> <p>5 改正後の日本国憲法第八十六条第一項、第二項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行前に提出された予算及び当該予算に係る会計年度における暫定期間に係る予算については、なお従前の例による。</p> <p>6 改正後の日本国憲法第九十条第一項及び第三項の規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の施行前に提出された決算については、なお従前の例による。</p>	<p>〇2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p> <p>第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p> <p>第十一章 補則</p> <p>第一百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。</p> <p>〇2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。</p> <p>第一百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。</p> <p>第一百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p> <p>第一百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。</p>	<p>此ノ憲法ノ効力発生スル時ニ於テ官職ニ在ル一切ノ公務員ハ右ト同様ノ義務ヲ負フヘク其ノ後任者ノ選挙又ハ任命セララルマテ其ノ官職ニ止マルヘシ</p> <p>第十一章 承認第</p> <p>九十二条 此ノ憲法ハ国会カ出席議員三分ノ二ノ氏名点呼ニ依リテ承認シタル時ニ於テ確立スヘシ 国会ノ承認ヲ得タルトキハ皇帝ハ此ノ憲法カ国民ノ至上法トシテ確立セラレタル旨ヲ人民ノ名ニ於テ直ニ宣布スヘシ</p>	
--	---	---	--

出典

日本国憲法 (昭和二十一年十一月三日憲法) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S21/S21KE000.html>  
 自民党 日本国憲法改正草案対照表 2012 版 [http://www.geocities.jp/le\\_grand\\_concierge2/geo\\_contents/JaakuAmerika2/Jiminkenpo2012.htm#2012](http://www.geocities.jp/le_grand_concierge2/geo_contents/JaakuAmerika2/Jiminkenpo2012.htm#2012)  
 日本国憲法外務省仮訳 [1946年(昭和21年)2月26日臨時閣議で配付] <http://home.c07.itscom.net/sampe/macken/macken.html>  
 大日本帝国憲法 <http://www.geocities.co.jp/nakanolib/kou/kenpo.htm#> 大日本帝国憲法発布ノ勅語(明治22年2月11日)

作成 過去と現在を考えるネットワーク北海道 2013/07/14